○農林水産省告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県多気郡大台町上三瀬字大戸地一〇一二の一、一〇三三、岩井字犁谷三七二、三七六の八、三九七の一、三九八の一、三九九、千代字戸板谷八七七、南字栃谷七五の一一、七五の四〇、七五の一〇二、七五の一〇三、七五の一一九、七五の一二〇、七五の一二七、七五の一二八、七五の一三一から七五の一三五まで、字管ケ野奥七四の一、字西炭屋六七、字炭屋奥六八、六八の一、字千石九三の一〇、九三の一三、九三の二六、九三の九七、字千石口九六、上菅字三ツ頭一の三、一の四、熊内字平谷西五八二の二、六〇四、六〇五、滝谷字地蔵堂四二六の一、四二六の三、多気町朝柄字魚ケ谷一五七の一、一五八から一六二まで、一六一の一、一六三の一、一六四から一六六まで、字橋ケ谷九五四から九六五まで、松阪市嬉野小原町字垣内一六七、一六八の二、字北谷三六七から三六九まで、三六八の一、三七一、飯高町月出字アカユワ五六四の一から五六四の三まで、飯高町田引字岩井谷一四〇〇、一四〇一、一四〇三、一四〇四、一四四五の一、一四五〇、一四五〇の一、一四五二の一、一四五三、一四五四、飯高町乙栗子字ホソサゴ五一九の一、字井ノ谷五五四、五五四の一、飯高町木梶字池細二六五、二六六、二六八、二六九の二、二七〇、二七一、二七二の一、二七二の二、二七三、二七四の一、二七四の二、二七五、二七六、二七七の一、二七七の二、二七八の一、二七八の二、二七九から二八一まで、二八〇の一、二八一の一、二八二の二から二八二の五まで、飯高町波瀬字口窄谷西側六〇三の一から六〇三の三まで、字口窄谷東側六三八の一三、六三八の一四、飯高町栃谷字加枝阪一五八の一二から一五八の一四まで、勢津町字小路谷四三二、四四六から四五四まで、四五八、字宮ヤブ四三三、字長曽四三四から四四五まで、四五六、四五七、四五九、四六〇、柚原町字社ノ谷二一二六、嬉野上小川町字杉谷六八七の一、六八八、飯南町粥見字大見二四四六、字追分二四四九、二四四九の一、二四五〇、二四五一の一、二四五一の二、二四五四の二、二四五九の一、飯南町向粥見字長入二六八一の一、二六八二の一、二六八三の一、二六八四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字地蔵堂四二六の三・字長入二六八一の一・二六八二の一・二六八三の一・二六八四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字大戸地一〇一二の一、一〇三三、字追分二四五一の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県前橋市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。